備考

一　通達範囲は、斜線で示される部分とする。

二　G点は、最終進入の経路と地表面との交点とする。

三　θは、最終進入の経路と水平面とのなす角の角度とする。

(六)　イ(三)の表の四の項及び五の項の上欄に掲げる場合にあつては、地上直接送信型衛星航法補助施設から送信された電波の電界強度は、(五)に規定する通達範囲内において、次の基準に適合すること。

a　水平偏波にあつては、毎メートル二一五マイクロボルト以上〇・八七九ボルト以下であること。

b　楕円(だ)偏波にあつては、水平成分について毎メートル二一五マイクロボルト以上〇・八七九ボルト以下、垂直成分について毎メートル一三六マイクロボルト以上〇・五五五ボルト以下であること。

（削る）

2　（略）

（職権の委任）

第二百四十条　法及びこの省令に規定する国土交通大臣の権限で次に掲げるものは、地方航空局長に行わせる。

一～十一　（略）

十二　法第四十二条第一項（法第四十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定による検査（衛星経由送信型衛星航法補助施設に係るものを除く。）

十三・十三の二　（略）

十三の三　法第四十五条第二項において準用する法第四十四条第五項において準用する法第四十二条第三項の規定による届出の受理（衛星経由送信型衛星航法補助施設に係るものを除く。）

十四・十四の二　（略）

十五　法第四十四条第四項（法第四十五条第二項において準用する場合を含む。）の規定による検査（衛星経由送信型衛星航法補助施設に係るものを除く。）

十六　法第四十五条第一項の規定による届出の受理（衛星経由送信型衛星航法補助施設に係るものを除く。）

十七　法第四十七条第二項の規定による検査（空港法（昭和三十一年法律第八十号）第四条第一項第一号及び第三号から第五号までに掲げる空港並びに当該空港の設置者が設置する航空保安施設（衛星経由送信型衛星航法補助施設を除く。）並びに衛星経由送信型衛星航法補助施設に係るものを除く。）

十七の二～六十五　（略）

2　（略）

附　則

この省令は、令和二年三月二十三日から施行する。

‖ハ～リ‖　（略）

2　（略）

（職権の委任）

第二百四十条　法及びこの省令に規定する国土交通大臣の権限で次に掲げるものは、地方航空局長に行わせる。

一～十一　（略）

十二　法第四十二条第一項（法第四十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定による検査（衛星航法補助施設に係るものを除く。）

十三・十三の二　（略）

十三の三　法第四十五条第二項において準用する法第四十四条第五項において準用する法第四十二条第三項の規定による届出の受理（衛星航法補助施設に係るものを除く。）

十四・十四の二　（略）

十五　法第四十四条第四項（法第四十五条第二項において準用する場合を含む。）の規定による検査（衛星航法補助施設に係るものを除く。）

十六　法第四十五条第一項の規定による届出の受理（衛星航法補助施設に係るものを除く。）

十七　法第四十七条第二項の規定による検査（空港法（昭和三十一年法律第八十号）第四条第一項第一号及び第三号から第五号までに掲げる空港並びに当該空港の設置者が設置する航空保安施設（衛星航法補助施設を除く。）並びに衛星航法補助施設に係るものを除く。）

十七の二～六十五　（略）

2　（略）